第３７号様式(第３条関係)

**景観チェックシート①【地域区分：まちの地域】**

行為者(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

**＜景観形成の方針＞**

商業地、工業地、住宅地などの都市機能の集積状況や都市基盤の整備状況などに応じ、市街地の特性やまとまりを生かした、にぎわいや個性あふれる景観形成を目指します。

**＜建築物の景観誘導指針＞**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 配慮事項 | 該当の有無 | | 景観形成のために配慮した事項 |
| 有り | 無し |
| ①共通誘導指針 | | 住宅地では、落ち着いたまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 商業地では、にぎわいを演出するまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 工業地では、周辺の環境に配慮し、市民に親しまれるまちなみ景観とする。 | □ | □ |  |
| 境川や国道１６号沿道等の街路樹及び公園等の貴重な水・みどりと調和した景観とする。 | □ | □ |  |
| ②個別指針 | 配置 | 商業地では、壁面後退するなど、歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。 | □ | □ |  |
| 形態  ・  意匠 | 商業地では、まちなみが持つスカイラインの連続性に配慮する。また、低層部の設えや開口部を工夫するなど、店先の個性の演出に配慮する。 | □ | □ |  |
| 工場、倉庫等の大規模な壁面は、単調とならないよう形状を工夫する。 | □ | □ |  |
| 中高層の共同住宅等では、建物の分節化やバルコニーの形状を工夫し、単調なファサードとならないよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。または、ルーバー等で覆うなど景観を損なわないよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 色彩 | 住宅地では、派手な色彩を避け、暖かく落ち着きのある暖色系色相の低・中彩度色を基本とするとともに、周辺との調和に配慮する。 | □ | □ |  |
| 商業地では、まちなみの連続性に配慮し、低彩度色又は暖色系色相の中彩度色を基本とするとともに、隣接する建築物等と極端な差が出ないよう配慮する。 | □ | □ |  |
| 工業地では、施設相互の色彩を揃え、すっきりとした清潔感のある低彩度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 橋本駅、相模原駅及び相模大野駅の周辺にあっては、別途ガイドラインに示す各地区の色彩を基本とする。 | □ | □ |  |
| 大規模な壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。 | □ | □ |  |
| アクセントカラーを使用する場合は、形態や周辺環境に配慮し、できるだけ低層部に集約する。 | □ | □ |  |
| フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色を基本とする。 | □ | □ |  |
| 緑化 | 住宅地や工業地の道路境界部では、生垣等による緑化など身近なみどりの演出を図る。 | □ | □ |  |
| 大規模な工場等では、中・高木による緑化を推進するとともに、エントランス周辺には、シンボルとなる樹木や花の演出に努める。 | □ | □ |  |
| 商業地などで緑化する土地がない場合は、屋上緑化等に努める。 | □ | □ |  |
| その他 | 屋外設備及び駐車場等の附属施設は、緑化等による修景に努める。 | □ | □ |  |
| 道路沿いに塀等を設置する場合は、透視可能なフェンスや生垣を基本とする。 | □ | □ |  |
| 商業地を除き、過激な光の拡散や点滅するネオン等の使用は避ける。 | □ | □ |  |

備考

該当する□にチェックしてください。